

千葉市都市局積算内訳書の提出に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市都市局が発注する業務委託及び施設等の修繕（以下「業務委託等」という。）について、入札のより一層の公正性、適正性の確保を図るため、入札参加者に入札金額の算定根拠となった費用の内訳に関する書類（以下「積算内訳書」という。）の提出を求め、その算定根拠の確認等を実施することに関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 積算内訳書の提出を求める業務委託等は、入札により執行するものとする。

(積算内訳書の内容)

第3条 積算内訳書は、入札に付する業務委託等の入札書に記載された金額の算定根拠となった費用の大内訳とし、参考資料として配付する数量内訳表に準じた書式を用いるものとする。

(積算内訳書の提出)

第4条 積算内訳書は、入札書の提出と同時に全ての入札参加者から提出を求めることとする。

2 積算内訳書の提出がない場合又は前条に定める算定項目の記載がない、違算等によりその内容が不明瞭である場合は、当該入札を無効とする。

(積算内訳書の精査)

第5条 積算の内容に調査の必要が生じた場合は、入札金額に見合った詳細な積算内訳書の提出を求めることとし、必要に応じて積算内訳書を公正取引委員会等の関係機関に提出するものとする。

(規定の準用)

第6条 この要領の規定は、随意契約における見積書の徴収の場合にこれを準用するものとする。

2 前項にかかわらず、見積通知書等により別に定めがある場合又は契約事務担当職員が必要と認める場合は、この限りでない。

(積算内訳書の保管)

第7条 入札参加者から提出された積算内訳書は、支出負担行為伺書に添付し契約書とともに保管するものとする。

附 則

この要領は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。